

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 産業振興部農林水産課 契約名 (仮称) 野田尾地区滞在型市民農園施設新築工事設計業務		
審査の日時	令和4年11月11日(金) 午後1時30分～		
審査の場所	淡路市役所2号館3階大会議室		
予定価格	契約予定金額		
¥6,541,000.-	¥6,534,000.-		
当選基準点(当選要件)	420点 (評価点合計の6割)		
候補者名	阿曾実建築設計事務所	総合点	501.45点
提案者名	候補者の選定理由		
阿曾実建築設計事務所	技術評価点、価格評価点についても高得点で、本業務を遂行するために必要な企画力・技術力に優れており、類似の設計実績も多数あることから、本市の滞在型市民農園施設として相応しい設計が期待できるため、最優秀候補者は「阿曾実建築設計事務所」が適当であると認める。		
榎高池葉子建築設計事務所			
※提案者名(五十音順)			
契約予定金額	¥6,534,000.- (うち消費税及び地方消費税相当額¥594,000.-)		
<p><プロポーザルに参加する者に必要な資格></p> <p>(1) 提案事業者は、次のアからスまでの全ての要件を満たしていること。</p> <p>ア 令和4年度及び令和5年度の淡路市競争入札参加資格者名簿において、測量・建設コンサルタント、建築工事(意匠)及び建築工事(構造)に登録されている者であること。</p> <p>イ 本業務の受託候補者決定の日までの間、淡路市指名停止基準に関する規程(平成17年淡路市訓令第21号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。</p> <p>ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者で、次の(ア)から(ウ)までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者又は本業務の受託候補者決定の前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者</p> <p>(イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがされていない者</p> <p>(ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続の開始の申立てがされていない者</p> <p>エ 淡路市暴力団排除条例(平成25年淡路市条例第9号)第2条第1号に定める暴力団、同条第2号に定める暴力団員及び同条第3号に定める暴力団密接関係者に該当しない者</p> <p>オ 公告の日から参加表明書等の提出期限までの間、建築士法(昭和25年法律第202号)第26条第2項の規定による監督処分を受けていない者</p> <p>カ 国税又は地方税を滞納していない者</p> <p>キ 提案事業者の代表者(注1)が所属又は代表する設計事務所が建築士法第23条の規定による一級建</p>			

築士事務所登録をしていること。

ク 提案事業者の代表者が所属又は代表する設計事務所が平成24年4月1日（以下「基準日」という。）以降に施設本体が竣工した、国又は地方公共団体が発注する新築又は改修の工事設計業務を受注した実績を有していること（単独・元請としての実績があるものに限る。）。

ケ 提案事業者の代表者は、本業務が完了するまでの間、本業務を責任もって総括する立場にある者（以下「管理技術者」という。）1人を配置できること。

コ 管理技術者及び主任技術者（注2）は、これを兼任することができること（注3）。

サ 管理技術者及び建築（意匠）の分野の主任技術者は、一級建築士であること。

シ 管理技術者及び配置予定技術者は、参加表明書等の提出受付開始日以前に、提案事業者又は協力事業者と直接雇用関係を有していること。

ス 管理技術者は、基準日以降に施設本体が竣工した同種又は類似の新築又は改修の工事設計業務の実績を有すること。

（ア） 「同種」とは、基準日以降に施設本体が竣工した延床面積30㎡以上の滞在型市民農園施設の新築又は改修に係る工事設計業務をいう。

（イ） 「類似」とは、基準日以降に施設本体が竣工した延床面積100㎡以上の共同住宅（平成31年国土交通省告示第98号、別添二、六共同住宅、第1類に該当するものをいう。）の新築又は改修に係る工事設計業務をいう。

（2） 協力事業者は、上記（1）のイからカまでの全ての要件を満たしていること。

注1 一級建築士の資格を有する者であって、提案事業者を代表し、本業務を統括する立場にある者を行い、必ず企業の「代表者」と一致させる必要がないこと。

注2 「建築（意匠）」を除く各主任技術者は、協力事業者から配置することができること。

注3 提出書類に記載した管理技術者及び各主任技術者は、原則として本業務が完了するまでの間、変更することができないこと（担当技術者の追加・変更は可能とすること。）ただし、特段の事情により変更する必要が生じたときは、あらかじめ本市の承諾を得て、同等以上の能力を有する技術者を充てなければならないこと。

履行場所 淡路市 野田尾 地内